

舞鶴市議会議長 鯛 慶一 様

舞鶴市監査委員 川口 孝文

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎
(公印省略)

住民監査請求に基づく監査について (通知)

舞鶴市職員措置請求書が提出されましたので、地方自治法に基づきその要旨を通知します。

記

- 1 提出日 令和 4 年 12 月 21 日
- 2 請求対象 FM 中継局設置について
- 3 請求の要旨

第 1.1 事案の概要

令和 2 年から令和 3 年にかけて、舞鶴市は、国の原発関連予算を活用し、「五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティ FM 中継局設置工事」(以下、単に「FM 中継局設置工事」という。)を実施した。この FM 中継局は、福井県高浜原発に隣接する大浦地区、過去から由良川の氾濫が多発した加佐地区への災害時の緊急情報の伝達手段を多様化する事業として行われた。

この FM 中継局設置工事は、舞鶴市が(株)建設技術研究所と委託契約を締結し、その成果物を使って発注をした工事である。

中継局工事は、令和 2 年 6 月 11 日に契約され、令和 3 年 10 月 29 日に竣工している。中継局設置工事が進捗した令和 3 年 5 月に試験放送した結果、加佐地区において電波が届かず FM 放送が聴くことが出来ない事が判明した。

その解決策として、中継局設置工事でライフステージ舞夢という福祉施設の敷地の中に作った中継局の近くに新たに受信塔を立て五老ヶ岳の固定局と無線でつなぎ、受信塔と中継局とを無線で結び FM 放送を送信するという事業(以下「追加工事」という。)を 1990 万円(予算ベース)で補正予算を組み実施することとなった。

その業務は、舞鶴市より発注され、「加佐中継局向け無線中継回線設備システム設計業務」：契約金額 3,635,500 円、「加佐中継局向け無線中継回線設備調査・登録点検業務」：契約金 1,958,000 円、「コミュニティ FM 中継回線受信所設置工事」：12,980,000 円の契約(合計 18,573,500 円)となっている。

結局、中継局設置工事が完了しても加佐地区にFM放送を聴くことができなかったのは、基本設計と詳細設計を舞鶴市より受託した建設技術研究所の設計成果物に契約不適合があったためである。建設技術研究所が、当初から問題のない設計成果物を作成していれば、免れた公金支出である。そのため、これらの費用は、本来建設技術研究所が負担するのが筋であり、舞鶴市は建設技術研究所に請求すべきである。それを請求せずに安易に市民の税金を使うことは大きな問題である。

したがって、本請求は、本件追加工事に要した公金につき、その原因を作出した建設技術研究所並びにこれらの不備を認識しつつ決裁をし、あるいは放置してきた市の責任者に対する損害賠償請求又は不当利得返還請求の勧告を求めるものである。

第 1.2 経緯からわかる本件の問題点(FM まいづる記者会見資料による)

(1) 本事業は、原発立地地域外への国の原発関連予算による事業というもので、FM放送の運用主体であるFM まいづる(一般財団法人有本積善社。以下、単に「FM まいづる」という。)との事前調整はなく、市長の意向で事業が決定された。

また、技術的な見地が無い市長公室広報広聴課が事業を担当することとなった。このような放送設備に精通しない市役所担当部署による業務発注や不適切な設計監督が、後々の問題の原因となった。

(2) 舞鶴市と建設技術研究所の契約(平成30年9月)

国の補助金による事業であることを理由に、放送事業に関する設計経験が乏しい東証一部上場大手コンサルティング会社(建設技術研究所)へ指名競争入札(不成立随意契約)により設計が発注された。

この点、放送局の中継局の設計には放送局の設備設計に精通した経験が豊富な設計会社やコンサルが使われるのが、放送業界では一般的だが、中継局の運用者であるFM まいづるもほとんど関わらないまま設計が進められた。

(3) 建設技術研究所が業務未完了のまま事業から撤退(令和2年4月)

FM まいづるの調査で、建設技術研究所は、放送設備の設計能力や設計経験が十分でない設計会社であることが設計初期に判明した。

建設技術研究所は、詳細設計業務が完了していない(FM まいづるは70箇所以上の詳細設計の指摘事項を舞鶴市に報告、業務範囲内であった無線局免許申請書が未完成であることを確認)にも関わらず、事業から一方的に撤退し、舞鶴市は委託費を支払っているが、舞鶴市は何ら問題にしていない。

(4) 総務省近畿総合通信局等から設計上の問題点が指摘される(令和2年2~10月)

さらに近畿総合通信局の指摘により、設計上の問題が発覚し、運用主体となるFM まいづるは、建設技術研究所の設計業務には問題があったことを指摘したが、舞鶴市は公式には一切認めていない。

(5) 中継局の無線中継回線不通の問題が毎日新聞で報道される(令和3年6月18日)

FM まいづる(施工監理者)は、試験電波後に3箇所全ての無線回線設備が設計通り受信できていない事を舞鶴市に報告した(令和3年5月13日工事関係者会議)。FM まいづるは、舞鶴市に対して、中継局の放送開始が、予定の5月から大幅に遅れる事や問題の全容を情報公開するよう申し入れを行った(令和3年5月28日付意見書)が、舞鶴市からは無回答であったが、毎日新聞の報道により事態が公になった。

(6) 1990万円の追加改修費投入後も未だ稼働していないこと

加佐無線中継回線設備(五老ヶ岳→岡田上→加佐)は、1990万円の市の追加予算で岡田上受信局を新たに設置し、2段階の無線中継回線とする追加工事を行った。令和4年12月現在、岡田上受信局でも中継回線の電波の受信が不安定であることから、引き続き有線回線で加佐中継局の放送を行っている。

第1.3 建設技術研究所及び舞鶴市の問題点

本件では、以下の問題点を指摘することができる。

(1) 建設技術研究所の詳細設計業務は適切に完了されていないこと

令和2年4月、舞鶴市は、建設技術研究所の詳細設計報告書をFM まいづるに提出した。FM まいづるは、舞鶴市から渡された中継局の詳細設計報告書の確認作業を開始したところ、70箇所以上の齟齬や不十分な設計を発見し、舞鶴市に報告した。舞鶴市は、このFM まいづるのチェック結果を建設技術研究所に通知し、一部の図面及び数値が訂正・修正された。

令和2年3月には、建設技術研究所は、通信局への確認不足により詳細設計納品直前の大幅な設計手直しが発生した。建設技術研究所が、通信局に相談せず中継局の偏波形式を垂直で設計し、通信局に免許書類を提出し、水平偏波でないと認可できないと指摘を受けた。これにより大幅な設計変更が発生し、放送区域も変更となった(FM放送は原則、水平偏波でないと認可されないという基本的な知識がなくそれに対する通信局への確認も行われていなかった)。

建設技術研究所は業務範囲であった中継局の免許申請書類の作成を完了できていなかったにも関わらず、舞鶴市は、建設技術研究所の業務は、令和2年2月28日に完了し、同日に検査業務を完了したとしている。

なお、建設技術研究所は免許申請書の作成実績が無く正しく作成できないと自白している。

(2) 総務省近畿総合通信局等から設計上の問題点が指摘されるが、工程偏重により放置したこと

令和2年10月に、放送免許申請前に総務省近畿総合通信局から加佐中継局の無線中継回線(160MHz VHF帯 STL)の受信電力(受信レベル)が基準値を下回るのではないかと指摘され、建設技術研究所の設計(中継局の設置場所)では、加佐中継局の無線中継回線が成立しない可能性があることが判明した。

そのためFMまいづるは、第三者による再検討を提案したが、舞鶴市担当者は工期を理由に再確認を行わなかった。工事実施後に試験電波の発射を行ったところ、問題となった加佐中継局の無線中継回線は実際に受信できなかった。

その後、FMまいづるから放送設備専門の工事・設計会社でFMまいづる開局時に設計を行った日本エレクトロニックシステムズ株式会社に再検討を依頼したところ、加佐中継局は、建設技術研究所の設計条件、設置場所(ライフステージ舞夢)では安定した無線回線の運用が困難であり推奨されないことが確認された。すなわち、建設技術設計所が策定した設計条件、設置場所は、客観的にも誤りであったことが明らかになった。

(3) 舞鶴市からの言い分には理由がないこと

この点、舞鶴市は加佐中継局の追加工事の原因に「予期できない自然現象の影響や試験電波を出さないと分からないという電波の特殊性」を主張しているが、基本設計段階から放送局設備について十分な実績のある放送設備専門のコンサルタント会社が入っていれば、加佐中継局を適切な場所に設計し、追加工事費(1990万円)の発生は回避できたと考える。

建設技術研究所の加佐中継局の詳細設計結果(場所選定と中継回線設計)は適切ではなく、この点が、建設技術研究所が設計した無線回線の問題点であって、建設技術研究所は本件中継局設置工事においては不適切な業者選定であったと言わざるを得ない。

また、建設技術研究所が詳細設計及び免許申請書の作成業務を適切に完了していないにも関わらず、舞鶴市は業務の完了を認めており、後に加佐中継局の中継回線設計の疑義についても建設技術研究所の設計責任を明言している。

しかしながら、問題発生後も建設技術研究所への根本的な責任追及を行っていない。通常であれば、加佐中継局の追加(改修)工事の設計は詳細設計を行った建設技術研究所に依頼すべきであるが、舞鶴市も建設技術研究所では対応できないと判断したものと思われる。

(4) 小括

以上の経緯から、追加工事(1990万円)の追加工事費は、舞鶴市民に負担させるべきものではない。

第1.4 関係法令等の定め

(1) 関係法令等の定め

舞鶴市設計業務等委託契約約款 (契約不適合責任)第39条 (発注者の損害賠償請求等)第49条 (契約不適合責任期間等)第51条 (略)

(2) 違法性及び損害

ア 事業者の違法及び損害

総務省近畿総合通信局等から設計上の問題点が指摘され、事実、日本エレクトロニックシステムズ株式会社の検証によっても、加佐中継局は、建設技術研究所の設計条件・設

置場所(ライフステージ舞夢)では安定した無線回線の運用が困難であり推奨されないことが確認されている。建設技術研究所の加佐中継局の詳細設計結果(場所選定と中継回線設計)は適切ではないことは明らかであり、これでは本来の目的が達成できないため、契約に不適合であったと言わざるを得ない。設計技術研究所が当初から適切な成果物を提供していれば、避けられた追加工事分が損害額となる。

イ 決裁職員及び担当職員の違法及び損害

舞鶴市は、FM まいづるから不適切である旨の意見書を受けたり、総務省近畿総合通信局等から設計上の問題点を受けた際にも、FM まいづるから第三者による再検討を提案されたが、舞鶴市担当者は工期を理由に再確認を行わなかった。今一度、本件工事を立ち止まり、再度検討をしていれば、余計な公金支出を免れることができたはずである。そもそも本件特殊な電波工事において、過去に経験が乏しい建設技術研究所を選定したこと(選定の不透明さ)も問題であった。建設技術研究所の適格性及び業務内容の問題点を認識しながらも、再検討もせずに見逃し、漫然と公金を支出させたことは違法と言わざるを得ない。この違法行為による損害額は、新たに要した追加工事に基づき支払った工事分が損害といえる。

ウ 請求を怠る行為

上記アの事業者である建設技術研究所、及びイの職員等に対し、上記追加工事に基づき支出した公金相当額の損害賠償請求又は不当利得返還請求を行わないことは違法である。

第2 監査の請求

第1記載のとおり、建設技術研究所に対する契約不適合等の責任追及をせずに、追加工事によって新たに公金を支出することは違法不当である。

よって、請求人は、上記損害について、その詳細及びその責任者を明らかにした上で、建設技術研究所その他責任者に対し、不当利得返還請求又は損害賠償請求をすることを勧告するよう求める。

また、請求人は、上記損害賠償請求権又は返還請求権の行使を怠たる事実が違法不当であることの確認を求める。